

西村山地域新病院開院支援業務企画提案募集要領

1 目的

この要領は、「西村山地域新病院開院支援業務」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

(1) 業務名

西村山地域新病院開院支援業務

(2) 業務の内容

別添「西村山地域新病院開院支援業務仕様書（企画提案用）（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託期間

委託契約の日から令和14年3月31日まで

※令和10年度に予定している一部事務組合の設立により、本業務委託の契約は山形県から一部事務組合に継承する見込み。

(4) 提案上限額

176,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※業務委託料の支払は、年度毎に分割して行うものとし、令和8年度は28,611千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、令和9年度から13年度までについては本業務契約時に、協議の上設定した金額を上限とする。

3 応募資格及び失格事項

(1) 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、応募する者が2者又は3者で構成する共同企業体である場合は、全ての要件について、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という）全員が満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）。)
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。)

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年

を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑥ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）や宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きをしていないこと。

⑧ 共同企業体として申込みを行う場合は次の点に留意すること。

イ 代表となる者（以下「代表者」という。）を定め、代表者は全体の意思決定や管理運営等、業務執行の全てに責任を持つこと。

ロ 参加申込書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。

ハ 構成員は他の共同企業体への参加及び単独で申し込むことはできない。

ニ 参加申込書提出期日までに、共同企業体に関する協定書（参考様式）とともに、代表者以外の構成員が、代表者に代表する権限を委任する旨を記載している委任状（様式8号）を提出すること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないなど、企画提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき。

④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤ 提案者が複数の提案を行ったとき。

⑥ 見積金額が「2(4) 提案上限額」を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法

本プロポーザルに参加する者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類等

	提出書類	様式、留意点等	提出部数
①	企画提案募集 参加申込書	・様式1	1部
②	企画提案応募資格に係る宣誓書	・様式2	1部

③	委託業務の実施体制に関する計画書	・様式3 ・会社パンフレットがあれば添付(任意)	1部
④	業務実績調書	・様式4 ・実績の根拠となる契約書、仕様書及び完了報告書の写しを添付(必須)	1部
⑤	共同企業体に関する委任状及び協定書	・共同企業体に関する委任状(様式8)協及び定書(参考様式) ※共同企業体として応募する場合のみ ※共同企業体に関する協定書は参考様式を参考に、必要に応じて協定内容を追加したうえで提出すること	1部
⑥	企画提案書	・「仕様書」及び「別紙1 企画提案書作成要領」を踏まえ作成	11部
⑦	見積書(概算経費)	・様式5 ・見積価格の詳細は別添として添付	1部

※各様式において添付の指示がある書類等を併せて提出すること。

(2) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

(3) 提出期限

- ① 上記4(1)の①から⑤までの書類：令和8年3月9日(月)午後5時
- ② 上記4(1)の⑥及び⑦の書類：令和8年3月13日(金)正午

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ア 持参する場合、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)に提出先に持参すること。
- イ 郵送の場合、配達証明付の書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

5 最優秀提案者の決定方法等

(1) 企画審査会の開催

- ① 山形県健康福祉部が設置する企画審査会(以下「審査会」という。)において企画提案の内容を審査し、各審査委員の評価点の合算が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- ② 前号の審査は、別紙2「審査項目と配点」に基づき、対面又はWeb形式によるプレゼンテーションにより行う。審査会の日時や方法については、応募者に別途通知する。なお、山形県健康福祉部の判断により提案者のプレゼンテーションを省略する場合がある。
- ③ 提案者が1者のみの場合でも、各審査委員の評価結果により提案の内容について事業目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- ④ 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等

について再検討のうえ、改めて募集を行う。

⑤ 審査の結果は、全提案者に対し書面により通知する。ただし、点数等の詳細は非公表とする。

(2) 評価基準等

別紙2「審査項目と配点」のとおり

6 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

(1) 質問方法

企画提案書等の作成に係る一切の質問等は「企画提案に係る質問書（様式6）」により行うものとする。

質問書の提出は、「10 担当部局」に電子メールにより行うこと。（件名を「西村山地域新病院開院支援業務に関する質問」として送信すること。）

なお、郵送、口頭及び電話での質問は受け付けない。

(2) 質問の受付期間

令和8年3月6日（金）午後5時まで

(3) 質問書への回答

質問書への回答は、その都度速やかに申込者全員に電子メールにより回答する。

ただし、各提案者のみに関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

7 企画提案提出後のスケジュール（予定）

(1) 企画審査会の開催 令和8年3月17日（火）

(2) 審査結果通知 令和8年3月18日（水）

(3) 契約締結 令和8年4月上旬

8 委託契約に係る基本事項

(1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、山形県健康福祉部所管事業指名業者選定審査会の審査を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 最優秀提案者と業務委託契約等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた提案者と契約の締結に向けた手続きを行う場合がある。

(3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととし、委託の内容は、当該契約書によるものとする。

(4) 契約締結により本県と合意に達した受託者は、契約締結の日までに契約保証金（契約金額の100分の10に相当する金額以上の額）を収めるものとする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

(5) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ県と協議のうえ、県の承認を得たうえで変更することができるものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。また、提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の使用承認等に係る必要な手続きは提案者が行うものとする。
- (2) 提案は1事業者又は1共同企業体につき、1提案とする。また、共同企業体として応募する場合は、構成員全てについて委託業務の実施体制に関する計画書を提出すること。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じ複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- (5) 実績調書に添付する書類は企画提案の審査及びその後の契約手続きにのみ用いる。
- (6) 公募及び契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。
- (7) 参加申込書や企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式7）により「10 担当部局」に提出すること。
- (8) 最優秀者選定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容に拘束されるものではない。
- (9) 募集及び契約については、山形県の都合により変更又は中止する場合がある。
- (10) 当事業に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。
- (11) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

10 担当部局

山形県健康福祉部医療政策課 西村山医療体制企画担当

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-2331

メール：yiryoseisaku@pref.yamagata.jp

企画提案書作成要領

1 提案書作成上の留意事項

- (1) 提案書の様式は、原則 A 4 判とし、縦置き左綴じ、文字横書きとする。
- (2) 提案書 11 部を提出すること。(添付資料を含む)
- (3) 表紙及び目次を除いて、通し番号を付すること。
- (4) 審査委員が漏れなく正確に評価できるよう編集に配慮すること。
- (5) 提案の内容が理解しやすいように、簡潔で分かり易い表現で記述すること。

2 企画提案書の記載事項（記載上の留意事項）

企画提案書の作成に当たっては、募集要領及び仕様書の内容を十分踏まえた上で、下記の内容を盛り込むこと。

なお、本業務の具体的な内容については、仕様書に記載のとおりであるが、仕様書に掲げている「業務の内容」の項目については、現時点において当方で必要と考えている作業項目であり、事業の効果的な実施にあたり記載の内容に追加して実施することがあれば併せて提案すること。

また、記載に当たっては、令和 6 年度及び令和 7 年度に開催した「山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会」での議論も踏まえた内容とすること。

※なお、本協議会は年度内に第 3 回協議会の開催を予定している。

※検討会の資料等の詳細は、下記ホームページ参照のこと。

<https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuku/iryo/nisimurayama.html>

【記載事項】

I 本業務に係る受託体制（組織体制、統括責任者及び業務従事者）

II 企画内容

- 1 運営・開院準備支援業務
- 2 医療情報システム整備支援業務
- 3 医療機器・什器・備品等整備支援業務
- 4 業務委託整備支援業務
- 5 移転支援業務
- 6 共通事項
- 7 独自提案

・上記のほか、本事業の目的達成の効果を高めるような提案がある場合は、提案上限額の範囲内で可能なものについて、具体的に記載すること。

III 業務スケジュール

- ・仕様書に基づき、想定される業務スケジュール（工程）を記載すること。
- ・スケジュールには、各工程における県、提案者の役割分担を記載すること。

3 添付書類、参考資料

- (1) 必要に応じ、提案書に記載した内容を確認するための書類を添付すること。
- (2) 添付書類等がある場合は 11 部作成し、提案書と一体にして提出すること。

以上

審査項目と配点

審査項目		審査の視点	配点	
実施体制評価	事業所の規模、専門性	本業務を実施できる体制はあるか。	5	
	業務実績	病院の開院支援業務に関する業務実績を有しているか。	5	
	業務執行体制（責任者、担当者）	責任者及び担当者の体制及び業務経験	25	
事業計画評価	業務理解度	本業務の目的、背景、県立病院と市立病院の統合という特性を十分に理解しているか。	10	
	全体工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業が円滑に進むためのスケジュールが具体的に示され、そのスケジュールは適切か。 ・設計・建設業務との整合を図るための工夫があるか。 	10	
	各種計画策定等支援	部門別運用計画策定支援	各種支援業務について具体的で明解な提案となっており、事業者の積極性が認められるか	10
		医療情報システム整備・導入支援		5
		医療機器・什器・備品整備支援		5
		業務委託整備支援		5
		移転支援		5
	独自提案	独自提案があり、本業務の効果を高めるような内容か。	10	
経費見積の妥当性	経費見積は妥当であるか。積算根拠が明示されているか。	5		
合 計			100	